

## 感染症確認依頼書

保護者殿

平成 年 月 日  
保育園

厚生労働省のガイドラインに準じて、下記の登園基準をご確認いただき、診断を受けて下さい。  
この用紙は、受診して確認いただいた診断名を保護者の方が記入され、登園時ご持参下さい。  
尚、登園の目安は、お子様の全身状態が良好であることが基準となります。

## ＜主な感染症の登園基準＞

病名	登園基準
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過してから
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	嘔吐・下痢症状が治まり普通の食事ができ、医師が許可してから
ウイルス性肝炎	症状が改善し医師が登園可能と判断してから
手足口病	症状が改善し食事が摂れれば登園可能
りんご病（伝染性紅斑）	症状が改善し元気があれば登園可能
ヘルパンギーナ（夏風邪症候群）	発熱・口腔内の症状が影響なく普通の食事が摂れること
マイコプラズマ肺炎	発熱・激しい咳が治まり医師が登園可能と判断してから
RSウイルス感染症	呼吸器症状がなく、全身状態が良く医師が登園可能と判断してから
带状疱疹	全ての発疹がかさぶたになってから
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良好であること
水いぼ（伝染性軟属腫）	掻きこわし傷から滲出液が出ている時は被覆する事
とびひ（伝染性膿痂疹）	皮疹が乾燥または湿潤部位が被覆できる程度の時

## 感染症確認証

保育園 園長殿

（ ）組 園児（ ）は 月 日  
医療機関「 」で、以下のように診断されました。

感染症：該当する病気に○を付けてください。

- |              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| 1. 溶連菌感染症    | 2. 感染性胃腸炎    | 3. ウイルス性肝炎 |
| 4. 手足口病      | 5. りんご病      | 6. ヘルパンギーナ |
| 7. マイコプラズマ肺炎 | 8. RSウイルス感染症 | 9. 带状疱疹    |
| 10. 突発性発疹    | 11. 水いぼ      | 12. とびひ    |
| 13. その他（ ）   |              |            |

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 月 日  
より登園いたします。

平成 年 月 日お届けいたします。

保護者（ 印 ）